

# WESTERN MARIN JETSKIご利用誓約書

## ■誓約・注意事項

- ・受付時に船舶免許証の提示がある方のみ上下作業を行っております。  
ご提示のない場合、原則として上下作業をお断りさせていただいております。
- ・必ず、船舶免許証を常時携帯してください。
- ・飲酒をして走行は法令で禁止の為お断りさせていただいております。
- ・体調不良、泥酔、等スタッフの判断により貸出が困難と判断されたお客様へお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・乗船時、ライフジャケットを常時正しく着用してください。(法令原則義務)  
また、後方に乗られる方が着用しているのを操縦者の方は確認してください。
- ・有効な海技免状の所有者以外の方は、操縦してはいけません。(法令により原則禁止)
- ・乗船中は携帯電話を必ず携帯してください。万一の際は当施設にすぐご連絡ください。  
又、当施設からご連絡する場合がございます。必ず電話に出てくださいようお願い致します。
- ・浜辺や浅瀬での走行及びエンジン始動は故障の原因になる為禁止となっております。
- ・海上での破損、人身、対物事故等すべての事故は当店で一切責任を負いかねません。
- ・レンタルの又貸し等は禁止です。また営業妨害になる行為はお断りしております。
- ・海上では天候が急変することがあります。航走中も常に海上模様や雲の動き等に注意してください。

## 【水上バイクエリア】

- ・当施設前、湾内での遊びは漁港入口・漁船及び海水浴のお客様との事故につながる要因になる為禁止しております。湾内は必ず徐行をお願い致します。
- ・行先や航海計画等の情報を必ずスタッフに伝えてから出発をお願いします。
- ・他の海水浴場への侵入は禁止です。違反行為により罰金が科せられる場合もありますのでご注意ください。
- ・航路及び、停泊時を含む当施設をご利用の際は当施設ルールを厳守ください。  
ルール違反やスタッフの指示などを無視した場合、紹介や保管のお客様に関わらず退場且つ出入り禁止とさせていただきます。

## ■罰則等について

### ●無免許操縦者に対する罰則

→30万円以下の罰金

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第31条)

### ●無免許者を乗船させた船舶所有者に対する罰則

→6月以下の懲役または100万円以下の罰金

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第30条の3)

※当店お客様の法律禁止事項での違反等につきまして一切責任を負いかねます。

上記事項に同意し、レンタルされるお客様はサインをお願い致します。

年 月 日

代表者氏名